

平成26年度 第2回
高知県安全安心まちづくり推進会議幹事会



高知県犯罪のない安全安心まちづくりシンボルマーク

日 時：平成27年2月4日（水）10:00～12:00

場 所：高知県警察本部4階 403会議室

高知県安全安心まちづくり推進会議

高知県安全安心まちづくり推進会議幹事会 次第

1 開 会

2 議 事

議題 平成26年度高知県安全安心まちづくり推進会議総会で
付すべき議題等について …(幹事会資料3 参照)

- ア 開会のことば
- イ 表彰・受賞者代表あいさつ
- ウ 会長あいさつ
- エ 新規参加構成員の紹介
- オ 平成26年度の取組実績について
- カ 平成27年度の重点テーマについて
- キ 平成27年度の事業計画について
- ク 活動事例発表
- ケ 講演
- コ 安全安心まちづくり宣言
- サ 閉会のことば

3 意見交換

4 閉 会

高知県安全安心まちづくり推進会議役員

役 職	氏 名	所属団体及び職名
会 長	尾崎 正直	高知県 知事
副 会 長	田村 雅之	高知県小中学校PTA連合会 会長
副 会 長	前田 長司	高知県民生委員児童委員協議会連合会 会長
副 会 長	田村 壮児	高知県教育委員会 教育長
副 会 長	國枝 治男	高知県警察本部 本部長

高知県安全安心まちづくり推進会議 幹事選出団体及び幹事

(平成27年1月26日現在 敬称略)

	構 成 員 名	幹 事	
		職 名	氏 名
1	高知県商工会連合会	専務理事	久保 博孝
2	高知県小中学校長会	会 長	西尾 洋之
3	高知県小中学校PTA連合会	会 長	田村 雅之
4	高知県タウンポリス連絡協議会	会 長	高橋 尚良
5	高知県地域安全アドバイザー連絡会	代 表	勝瀬 典子
6	公益社団法人 高知県防犯協会	専務理事	谷脇 彰
7	高知県民生委員児童委員協議会連合会	会 長	前田 長司
8	高知県連合婦人会	会 長	佐々木 香代子
9	公益財団法人 高知県老人クラブ連合会	理 事	鈴木 彬夫
10	高知県	文化生活部副部長	原 哲
11	高知県教育委員会	教育次長	勝賀瀬 淳
12	高知県警察本部	生活安全部参事官	寛 昭美

代表幹事	高知県	文化生活部副部長	原 哲
------	-----	----------	-----

高知県安全安心まちづくり推進会議規約

(名称)

第1条 この会議は、「高知県安全安心まちづくり推進会議」(以下「推進会議」という。)と称する。

(目的)

第2条 推進会議は、高知県犯罪のない安全安心まちづくり条例(平成19年高知県条例第9号)第11条に基づき、犯罪の被害に遭わずに安全で安心して暮らすことのできる高知県を目指して、県民、事業者、地域活動団体、行政機関が相互に連携、協働して犯罪のない安全安心まちづくりを推進することを目的とする。

(事業)

第3条 推進会議は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 犯罪のない安全安心まちづくりに関する重点的な取り組みに関する協議
- (2) 犯罪のない安全安心まちづくりに関する情報及び意見の交換
- (3) 犯罪のない安全安心まちづくりに関する普及啓発
- (4) その他目的を達成するために必要な事項

(構成員)

第4条 推進会議は、本会議の目的に賛同し、県域にわたって安全安心まちづくりの活動を展開している団体等及び行政機関並びに有識者で構成する。

- 2 推進会議に参加を希望する団体等及び行政機関は、所定の入会申込書を会長に提出し、承認を受けるものとする。
- 3 推進会議の構成員は、退会届を会長に提出して、退会することができる。

(役員)

第5条 推進会議に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- 2 役員は、総会において構成員の代表者の中から互選により選出する。
- 3 会長は推進会議を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は会長を補佐し、会長が不在のときはその職務を代理する。
- 5 役員任期は2年とする。ただし、任期満了後も後任者が就任するまでの間、引き続きその職務を行うものとし、再任を妨げない。
- 6 役員が任期満了等により構成員の代表者を退いた場合は、その職の後任者が前任者の残任期間その職務を行うものとする。

(総会)

第6条 推進会議の総会は、会長が招集し、その議長となる。ただし、会長不在の場合は、会長があらかじめ指名した者がその議長となる。

2 規約の改廃その他重要な事項は、総会において審議する。

3 総会は公開とする。

4 会長は、必要があると認めるときは、総会に構成員以外の者の出席を求めることができる。

(幹事会)

第7条 推進会議の円滑な運営を図るため、幹事会を置く。

2 幹事会の構成員(以下「幹事」という。)は、会長が別に定める推進会議の構成員から選出された者とする。

3 代表幹事は、幹事の互選により選出する。

4 幹事会は、次に掲げる事項について審議する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会の審議した事項の執行に関する事項

(3) その他総会の審議を要しない会務の執行に関する事項

5 第5条第5項及び第6項、前条第1項、第3項及び第4項の規定は、幹事会において準用する。

この場合において、これら条文中「役員」とあるのは「幹事」と、「総会」とあるのは「幹事会」と、「会長」とあるのは「代表幹事」と読み替え、第5条第6項に「構成員の代表者」とあるのは「推進会議の構成員たる所属団体の役職等」と読み替えるものとする。

(事務局)

第8条 事務局は、高知県、高知県教育委員会及び高知県警察本部の高知県犯罪のない安全安心まちづくり条例の所管課に置く。

(委任)

第9条 この規約に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

1 この規約は、平成20年1月25日から施行する。

2 第6条第1項の規定にかかわらず、推進会議の設立総会に限り、高知県知事が招集する。

附 則(平成21年2月10日改正)

一 この規約は、平成21年2月10日から施行する。

附 則(平成26年2月7日改正)

一 この規約は、平成26年2月7日から施行する。

高知県安全安心まちづくり推進会議規約(幹事会読み替え)

(幹事)

第5条

- 5 幹事の任期は2年とする。ただし、任期満了後も後任者が就任するまでの間、引き続きその職務を行うものとし、再任を妨げない。
- 6 幹事が任期満了等により推進会議の構成員たる所属団体の役職等を退いた場合は、その職の後任者が前任者の残任期間その職務を行うものとする。

(幹事会)

第6条 推進会議の幹事会は、代表幹事が招集し、その議長となる。ただし、代表幹事不在の場合は、代表幹事があらかじめ指名した者がその議長となる。

- 3 幹事会は公開とする。
- 4 代表幹事は、必要があると認めるときは、総会に構成員以外の者の出席を求めることができる。

(幹事会)

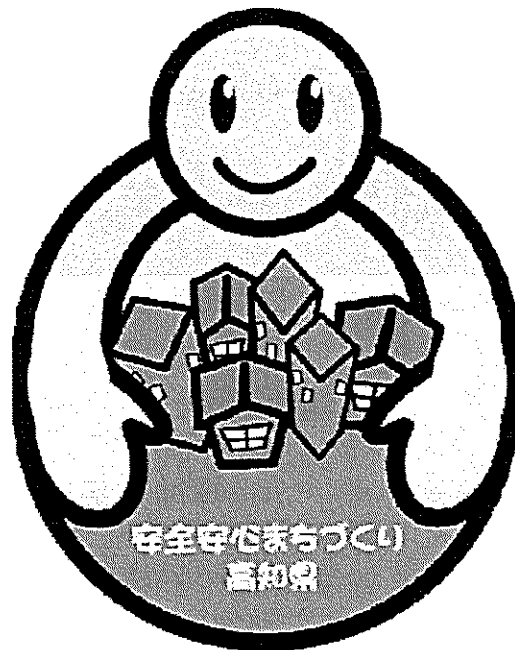
第7条 推進会議の円滑な運営を図るため、幹事会を置く。

- 2 幹事会の構成員(以下「幹事」という。)は、会長が別に定める推進会議の構成員から選出された者とする。
- 3 代表幹事は、幹事の互選により選出する。
- 4 幹事会は、次に掲げる事項について審議する。
 - (1) 総会に付議すべき事項
 - (2) 総会の審議した事項の執行に関する事項
 - (3) その他総会の審議を要しない会務の執行に関する事項

(案)

幹事会資料3

平成26年度 高知県安全安心まちづくり推進会議総会



高知県犯罪のない安全安心まちづくりシンボルマーク

と き:平成27年2月26日(木) 10:00 ~ 12:20

ところ:高知市本町5丁目 高知会館白鳳の間

高知県安全安心まちづくり推進会議

も く じ

平成26年度高知県安全安心まちづくり推進会議総会次第	1
平成26年度高知県犯罪のない安全安心まちづくりポスター優秀作品	2
議題1 平成26年度の取組実績について	4
議題2 平成27年度の重点テーマについて	9
議題3 平成27年度の事業計画について	10
活動事例発表	11
講演	12
高知家安全安心まちづくり宣言	13
参考資料	
資料1 高知県安全安心まちづくり推進会議規約	14
資料2 高知県安全安心まちづくり推進会議構成員名簿	16
資料3 高知県安全安心まちづくり推進会議役員名簿	19
資料4 高知県安全安心まちづくり推進会議幹事選出団体名簿	20

平成26年度高知県安全安心まちづくり推進会議総会 次第

- 1 開会のことば
- 2 表彰
 - (1) 高知県安全安心まちづくり功労団体等の表彰
 - (2) 高知県犯罪のない安全安心まちづくりポスター入選作品の発表・表彰
- 3 受賞者代表あいさつ
- 4 会長あいさつ
- 5 新規参加構成員の紹介
- 6 議事
 - 議題1 平成26年度の取組実績について
 - 議題2 平成27年度の重点テーマについて
 - 議題3 平成27年度の事業計画について
- 7 安全安心まちづくり活動事例発表
 - 山の手子ども守り隊(土佐市立高岡第二小学校)
 - 演題 「地域に根差した、子どもの見守り活動の取組」
- 8 講演
 - 株式会社ステップ総合研究所 所長 きよなが なほ 清永 奈穂 氏
 - 演題 「犯罪からの子どもの安全
— 自助・共助の力を地域でつけよう —」
- 9 高知家安全安心まちづくり宣言
- 10 閉会のことば

平成26年度高知県犯罪のない安全安心まちづくりポスター優秀作品

【 小学生の部 】

☆ 最優秀賞



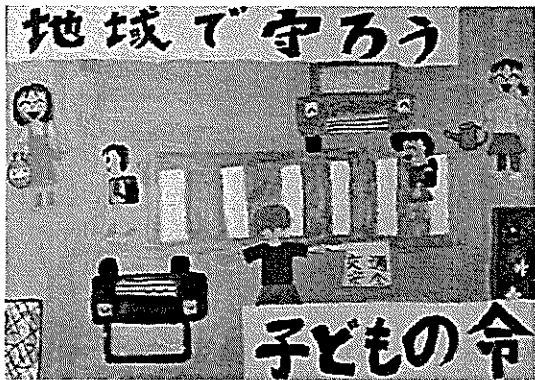
香南市立野市東小学校

かわの あおい

川野 蒼依 さん

作品説明
 犯罪から自分を守ろうということ
 をテーマに子ども自身が一番身近に
 取り組める防犯方法が防犯ブザーの
 携帯であるため、積極的に取り組
 んだという意図で描きました。

☆ 優秀賞



香南市立野市東小学校

さかい まなみ

酒井 愛望 さん

作品説明
 最近、ほかの県の女の子がつけさ
 られたりするなど子どもたちの命が
 危うくなっています。なので、それ
 が少しでもなくなればいいなと思っ
 てこの絵を描きました。

☆ 佳作

- | | |
|--------------|-------------------|
| ① 南国市立大篠小学校 | おおの ひめか
大野 姫楓 |
| ② 南国市立大篠小学校 | ながもり みずき
永森 泉紀 |
| ③ 香南市立香我美小学校 | ちかもり ひかる
近森 輝瑠 |

平成26年度高知県犯罪のない安全安心まちづくりポスター優秀作品

【 中高生の部 】

☆ 最優秀賞



高知県立伊野商業高等学校

はしだ あゆみ

橋田 あゆみ さん

作品説明
貴方の「ひとこえ」で子どもの未来が守られる。

☆ 優秀賞



高知大学教育学部附属中学校

ふじい あゆみ

藤井 彩祐美 さん

作品説明
土佐犬をメインにして、土佐弁を使いました。字が目立つように黄色と黒の対比も気を付けました。

☆ 佳作

- | | |
|-----------------|--------------------|
| ① 高知大学教育学部附属中学校 | かごみ ひなこ
籠見 日南子 |
| ② 高知県立伊野商業高等学校 | さんのみや はるか
三宮 華佳 |
| ③ 高知県立伊野商業高等学校 | たけち なるみ
武智 成美 |

議題 1 平成26年度の取組実績について

1 平成26年度重点テーマに基づく推進会議の主な取組について

<地域で子どもを見守ろう>

【主な取組】

	平成25年	平成26年
市町村によるスクールガード・リーダーの委嘱	23市町村、42名	22市町村、40名
「あんしんFメール」登録の促進	登録数：9,921人 情報発信数：202件	登録数：10,044人 情報発信数：166件
保育所等における防犯教室や訓練の実施	誘拐被害防止教室：241回 不審者対応訓練：83回	誘拐被害防止教室：359回 不審者対応訓練：100回
通学路安全の日(毎月第3木曜日)の活動	参加住民：のべ7,074人 車両：のべ285台	参加住民：のべ5,436人 車両：のべ1,001台
広報紙等による情報発信	地域安全ニュース 179紙、569,889部 安全安心まちづくりニュース 年4回、各116,500部 会報「安全安心まちづくりだより」 年3回、各300部	地域安全ニュース 160紙、607,596部 安全安心まちづくりニュース 年4回、各112,500部 会報「安全安心まちづくりだより」 年4回、各300部
安全シェルター等の登録	こども110ばんのいえ：4,184戸 こども110ばんのくるま：1,384台	こども110ばんのいえ：4,184戸 こども110ばんのくるま：1,384台

《子どもに対する声かけ事案等発生件数》

H22年	H23年	H24年	H25年	H26年
220件	194件	174件	226件	236件

《声かけ事案の対象者別集計》

	小学生	中学生	高校生	その他	合計
H25年	100件	43件	79件	4件	226件
H26年	110件	48件	68件	10件	236件
増減数	+10件	+5件	-11件	+6件	+10件

《子どもが被害にあった刑法犯罪の状況》 ※犯罪被害における「子ども」とは20歳未満の少年

H25年	H26年	増減数	子どもが被害に遭った犯罪の種類別 発生件数と割合			
			粗暴犯 (粗暴犯被害総数のうち、子どもの被害が占める割合)	わいせつ犯 (わいせつ犯被害総数のうち、子どもの被害が占める割合)	窃盗犯	(窃盗犯被害総数のうち、子どもの被害が占める割合)
1,389件	1,158件	-231件	62件 25.2%	15件 42.9%	1,021件 24.4%	

《子どもが巻き込まれた交通事故発生件数》 ※交通事故における「子ども」とは中学生以下の少年

	件数	死者	負傷者
H25年	170件	1名	175名
H26年	163件	0名	165名
増減	-7件	-1名	-10名

【成果と課題】

- 子どもに対する声かけ事案等は、前年と比べて10件増加しています。また、被害に遭うのは小学生や高校生に多く、この種の事案は誘拐等に発展するおそれがある前兆事案とも言われており、今後も注意が必要です。
- 子どもが被害に遭った刑法犯件数、交通事故発生件数は減少していますが、刑法犯では、わいせつ犯被害に遭う割合が他の罪種に比べて高いこと、交通事故では、自転車運転中に事故に遭うケースが最も多かったこと等の課題があります。
- 関係機関・団体が連携しながら、引き続き子ども達の安全安心を見守る必要があります。

〈高齢者などを事故や事件から守ろう〉

【主な取組】

	平成25年	平成26年
春・夏・年末年始の交通安全運動	通年実施	通年実施
交通事故防止キャンペーンに伴う1万人訪問活動	12,780人	10,971人
高齢者交通安全教室	846回、参加者数19,502人	792回、参加者数19,185人
高齢者宅訪問啓発活動	157回、4,385世帯	158回、5,462世帯
広報紙等による広報啓発活動	交番速報:555紙、112,916部 ミニ広報紙:1,797紙、544,910部	交番速報:715紙、71,813部 ミニ広報紙:2,213紙685,482部
女性に対する防犯教室	11回	14回

《県内の交通事故、高齢者の交通事故発生件数》

	件数	死者	負傷者	高齢者		
				件数	死者	負傷者
H25年	2,959件	42名	3,310名	1,148件	31名	738名
H26年	2,690件	41名	3,002名	1,060件	25名	694名
増減	-269件	-1名	-308名	-88件	-6名	-44名

《高齢者・女性被害の刑法犯罪の発生状況》

	H22年	H23年	H24年	H25年	H26年	高齢者・女性が被害に遭った種類別 発生件数と割合(平成26年中)					
						窃盗被害	(窃盗被害総数のうち、高齢者・女性が占める各割合)	わいせつ被害	(わいせつ被害総数のうち、高齢者・女性が占める各割合)	詐欺被害	(詐欺被害総数のうち、高齢者・女性が占める各割合)
総数	8,689件	8,007件	7,082件	6,530件	5,711件	4,181件		35件		241件	
高齢者	873件	864件	846件	823件	736件	525件	12.6%	0件	0%	67件	27.8%
女性	3,010件	2,579件	2,376件	2,052件	1,878件	1,338件	32.0%	26件	74.3%	103件	42.7%

【成果と課題】

- ・ 平成26年中の交通事故発生件数は過去最少となっており、これは推進会議の構成員や地域活動団体などの様々な活動によるところが大きいと言えます。
- ・ 交通事故で亡くなられた方は41名おり、そのうち65歳以上の高齢者が25名と、全事故死者のうち6割以上を占めていることから、高齢者を中心とした交通安全対策を推進する必要があります。
- ・ 一方、高齢者や女性が刑法犯罪の被害者となる総数は、年々減っています。
- ・ しかし、振り込め詐欺等の被害に遭う高齢者が後を絶たず、女性被害のわいせつ犯事件も発生していることから、今後も高齢者や女性などが犯罪の被害に遭わないよう、広報活動や訪問、見守り活動等の取組を進める必要があります。

〈鍵かけ運動を進めよう〉

【主な取組】

	平成25年	平成26年
「安全安心まちづくりリーフレット」の配布	戸建住宅:1,950部 共同住宅:100部	戸建住宅:1,950部 共同住宅:150部
自転車盗難被害防止モデル校の設置と広報啓発	指定41校(中学校21校・高校20校) ワイヤーロックの配布500個	指定45校(中学校25校・高校20校) ワイヤーロックの配布1,200個
安全安心まちづくりニュースによる広報啓発	第1号、第4号 各116,500部	第3号、第4号 各112,500部
学校における犯罪被害防止教室の実施	小学校 124校・197回 中学校 26校・38回 高等学校 14校・14回	小学校 109校・142回 中学校 37校・49回 高等学校 7校・7回
高齢者安全教室の実施	188回	238回

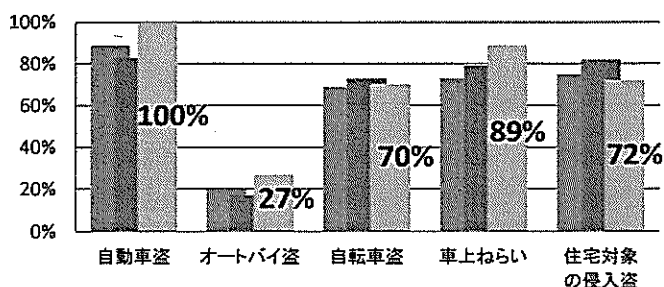
《県内の刑法犯、主な窃盗犯罪の発生件数》

	発生総数	窃盗被害 全体	乗り物盗			車上ねらい	住宅対象 の侵入盗
			自動車盗	オートバイ盗	自転車盗		
H22年	8,689件	6,789件	21件	433件	2,472件	566件	244件
H23年	8,007件	6,104件	32件	320件	2,212件	520件	222件
H24年	7,082件	5,375件	18件	253件	1,736件	540件	305件
H25年	6,530件	4,912件	35件	224件	1,667件	436件	220件
H26年	5,711件	4,181件	5件	146件	1,486件	306件	245件

《平成26年中の乗り物盗被害と施錠の有無》

	自動車盗	オート バイ盗	自転車盗	車上 ねらい	住宅対象 の侵入盗
被害 件数	5件	146件	1,486件	306件	245件
施錠 あり	0件	107件	442件	33件	68件
施錠なし 無締まり	5件	39件	1,044件	273件	177件

《無施錠率の推移》



【成果と課題】

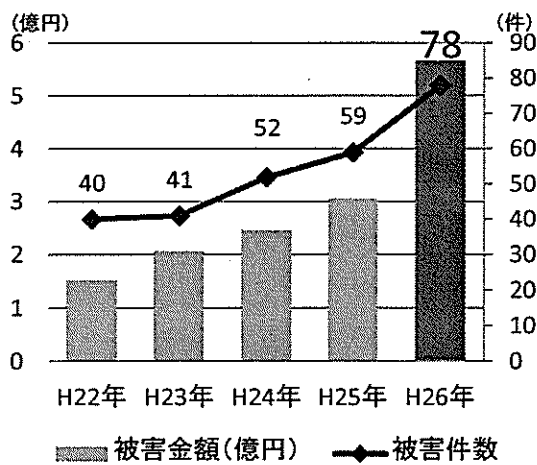
- ・ 平成26年中、県内の刑法犯認知件数は減少していますが、それは全体の7割以上を占める窃盗犯被害の減少が主な要因となっています。
- ・ 窃盗犯被害のうち、全体の約35%が乗り物盗（自動車盗・オートバイ盗・自転車を盗む犯罪）被害となっています。
- ・ その乗り物盗被害では、1,088件（約66%）が鍵をかけていない状態でした。
- ・ また、空き巣等住宅を狙った侵入盗の発生件数245件のうち、177件（約72%）は、無締まり箇所からの侵入によるものでした。
- ・ 盗難被害を防止するためには、まずは鍵を確実にかけてもらうことが大切です。鍵かけ励行の取組をさらに推進する必要があります。

〈振り込め詐欺などの被害を防ごう〉

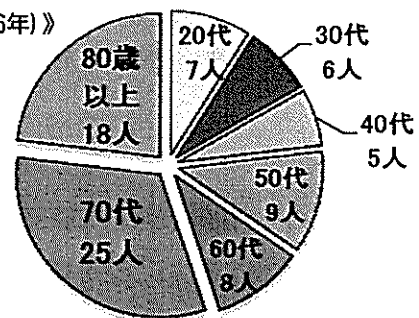
【主な取組】

	平成25年	平成26年
街頭キャンペーンによる広報啓発	地域安全協会16団体 県防犯協会1回	地域安全協会14団体 県防犯協会1回、県3回
ラジオやテレビを活用した広報啓発	県警4回、県2回	県警15回、県6回
安全安心まちづくりニュースによる広報啓発	第3号 116,500部	第1号、第3号、第4号 各112,500部
市町村等への地域見守り情報の提供	県消費生活センター4回	県消費生活センター8回
特殊詐欺被害防止を呼びかける寸劇の実施		<u>21回、観客約2,400名</u>
犯罪被害防止教室の実施	504回	640回

《県内における特殊詐欺被害総数の推移》



《年代別被害者数 (H26年)》



《犯行手口別被害件数 (H26年)》

手口	詐欺の 手口	オレオレ	架空請求	融資保証金	還付金等	金融商品等 取引	ギャンブル 必勝法	あつせん 交際	その他
件数		5	38	6	4	12	3	1	9

【成果と課題】

- 近年、振り込め詐欺をはじめとする特殊詐欺の被害が全国的に増加しています。
- 本県でも平成26年中、合計78件、総額約5億6,600万円の被害があり、前年に比べると件数で19件、被害総額で約2億6,000万円と大幅の増加となりました。
- 最も多い手口は、架空の事実や事柄を口実にして金銭を請求する「架空請求詐欺」の38件であり、インターネットサイトの未納料金や訴訟関係費用などの名目で、現金を騙し取られています。
- 「高齢の女性」が多く被害に遭っており、また、被害者の半数以上が「レターパックや宅配便」を利用して、現金を犯人に送っています。
- 有効な対策は「犯人からの電話に出ない」ことであり、電話番号表示サービス、留守番電話機能などを活用するとともに、儲け話などの怪しい電話を受けてしまっても決してすぐには対応せず、一度電話を切り、家族や警察へ相談することを広く浸透させることが大切です。
- 手口は年々悪質・巧妙化しており、過去最悪の被害総額となった実態を踏まえ、これまで以上に様々な広報啓発や訪問活動などを通じて被害防止を呼びかけるなど、対策を強化する必要があります。

2 平成26年度の事業計画に基づく主な取組について

1 事業計画に基づく主な取組

- 平成26年4月 ・各構成員の平成25年度取組実績及び平成26年度取組予定を照会
・犯罪のない安全安心まちづくりポスターの募集開始
- 5月 ・会報「安全安心まちづくりだより」発行（2014年度号外）
- 6月 ・安全安心まちづくりニュース発行（2014年度第1号）
・会報「安全安心まちづくりだより」発行（2014年度第1号）
・高知県安全安心まちづくり「みのり会」総会への出席
- 7月 ・幹事会の開催（第1回）
・各構成員の平成25年度取組実績及び平成26年度取組予定を公表
- 8月 ・安全安心まちづくりニュース発行（2014年度第2号）
・会報「安全安心まちづくりだより」発行（2014年度第2号）
・ブロック別区市町村担当者の意見交換会
- 9月 ・劇団「お年寄り見守り隊」の結成、各地で公演を実施
- 10月 ・安全安心まちづくり功労団体等表彰推薦受付開始
・「高知県民のつどい」を開催（高知会館）
・「安全安心まちづくりひろば」を開催
（イオンモール高知南コート、高知警察署等と共催）
- 11月 ・安全安心まちづくりニュース発行（2014年度第3号）
・会報「安全安心まちづくりだより」発行（2014年度第3号）
・旭地区安全安心なまちづくり広報啓発パレードへの参加
- 12月 ・犯罪のない安全安心まちづくりポスター選考
（最優秀2・優秀2・佳作6）
・県警本部主催の年末特別警戒出発式への参加
- 平成27年1月 ・安全安心まちづくり功労団体等表彰審査（4団体・5個人を表彰）
- 2月 ・幹事会の開催（第2回）
・安全安心まちづくりニュース発行（2014年度第4号）
・総会開催

2 全国地域安全運動期間中（10/11～10/20）の主な取組

10月14日 「高知県民のつどい」

全国防犯功労者表彰の伝達、劇団「お年寄り見守り隊」の寸劇
期間中、各地区地域安全協（議）会を中心に、地域の実情を踏まえた活動を展開
（例：地域安全イベントの開催、高齢者宅戸別訪問、子どもの見守り活動など）

議題2 平成27年度の重点テーマについて

子どもは地域の宝であり、本県の将来を担う大切な財産です。その子どもが被害に遭う犯罪や交通事故の件数は減少傾向にあるものの、他県では児童が連れ去られる痛ましい事件が発生し、県内でも、その前兆である声かけ事案の発生が続く状況にあるなど、引き続き県民の皆さんで「子どもを守る」という共通認識を持ち、それぞれの地域での見守り活動を進める必要があります。

高齢化が進む本県では、高齢者の交通事故や、特殊詐欺、悪質商法などの犯罪被害が後を絶ちません。これらの被害を防ぐため、自主防犯ボランティアなどによる訪問活動などが行われています。こうした活動の見守りの輪を県内全域に広げ、一層充実させていくことが重要です。

乗り物盗被害は年々減少しているものの、その多くが鍵をかけていない状態で被害に遭っています。また、住宅をねらった侵入盗被害が増加し、無締まり箇所から侵入される被害が目立つことから、「自らの安全を自らで守る」ための基本的な取組として「鍵かけ」の意識を高めることが大事です。

振り込め詐欺をはじめとする特殊詐欺の被害は全国的に増加傾向にあり、県内でも年間被害総額が5億円を超える状況であることから、今後も新たな手口に備えるなど、被害の発生を防ぐための継続した取組が必要です。

以上のことから、平成27年度の重点テーマを次のとおり定めます。

重点テーマ（案）**地域で子どもを見守ろう****高齢者などを事故や事件から守ろう****鍵かけ運動を進めよう****特殊詐欺の被害を防ごう**

議題3 平成27年度の事業計画について

県民の防犯意識を高めるとともに、県民、事業者、地域で活動する団体等の犯罪のない安全安心まちづくりへの気運を高めるため、各種行事・広報媒体により効果的な取組を行います。

また、高知県安全安心まちづくり推進会議の活性化と活動を強化するため、構成員の拡充や構成員向けの会報を発行するなどの取組を推進します。

1 平成27年度の高知県安全安心まちづくり推進会議の事業計画(案)

平成27年4月	各構成員の平成26年度取組実績及び平成27年度取組予定を照会
(6月から11月)	高知県犯罪のない安全安心まちづくりポスターの募集
(6月から2月)	安全安心まちづくりニュース発行(年4回)
(6月から2月)	会報「安全安心まちづくりだより」の発行(年4回程度)
(6月から7月)	幹事会の開催(第1回)
9月	各構成員の平成26年度取組実績及び平成27年度取組予定を公表
10月	全国地域安全運動期間の取組への協力 安全安心まちづくりイベントの開催
(10月から12月)	高知県安全安心まちづくり功労団体等表彰推薦の受付
12月	犯罪のない安全安心まちづくりポスター選考会の開催
平成28年1月	幹事会の開催(第2回) 安全安心まちづくり功労団体等表彰審査委員会の開催
2月	安全安心まちづくり推進会議総会の開催 ◎27年度の重点テーマ及び年間事業計画の検証 ◎28年度重点テーマ・年間事業計画の決定

※ 年間を通して、特殊詐欺被害防止と高齢者の交通事故防止に向けた取組を強化します。

2 全国地域安全運動期間中(10月11日から20日)に行う事業(案)

(公社)高知県防犯協会及び高知県警察本部が主催する全国地域安全運動に「高知県安全安心まちづくり推進会議」も協力し、広く県民、事業者、地域で活動する団体、行政担当職員等を対象とした啓発を行います。

- 1 「安全・安心なまちづくりの日」高知県民のつどいへの協力
- 2 テレビやラジオ・広報紙等を活用した集中的な広報啓発

活動事例発表

テーマ：「地域に根差した、子どもの見守り活動の取組」

発表者 山の手子ども守り隊（土佐市立高岡第二小学校）

組織

山の手子ども守り隊は、事件や事故・災害から地域子どもたちを守ろうという気運の高まりを受けて平成20年に設立され、平成21年には、土佐警察署と土佐タウンポリス協定を締結しました。

「地域の安全・安心は地域住民が自ら主体となって守っていく」という主旨に基づき、防犯パトロール・通学児童の見守り活動などを通して、安全で安心して暮らしていける地域社会の実現を目指しています。

主な取組み

- 毎月11日を「地域安全の日」として、前後1週間は各地区にのぼり旗を立てての広報活動、主要交差点等での交通指導や安全パトロールの実施
- 登下校時、児童が作成した広報テープを流しながらの青色回転灯装備車両を使ったパトロール
- 防犯・防災の視点で「地域安全マップ」を作成する
- 通学路の安全点検を実施し、危険箇所について学校や警察、関係機関への速やかな情報提供。改善が必要な箇所は現場で行政と意見交流を図り、早期の改善を働きかける
- 「安全を呼びかける看板」の設置
- 日常の活動時も共通のブルゾンを着用、あいさつや声かけを積極的に行う



児童の見守り活動



通学路の安全点検

講演

犯罪からの子どもの安全 — 自助・共助の力を地域でつけよう —

講師

きよなが なほ

株式会社ステップ総合研究所 所長 清永 奈穂 氏

講師の略歴

- 1994年 立教大学文学部教育学科博士課程修了後、放送大学研究助手(1997年まで)
- 1997年 英国キングスカレッジ留学(1年間)
- 2000年 株式会社ステップ総合研究所設立
- 2006年 日本女子大学市民安全学研究センター 研究員(2011年まで)
- 2012年 NPO法人体験型安全教育支援機構理事長

※ 研究分野

子どもの安全教育、地域安全、犯罪防止論、英国の市民教育と安全教育、非行・いじめ問題など



講師の活動内容

平成12年に株式会社ステップ総合研究所を設立後、市民が日々遭遇する可能性の高い危機の実態把握と、その最適な問題解決策を確かなものとするための調査・研究。そしてそれに基づく様々な提案を行っています。

また、犯罪や地震、交通などの子ども・女性・高齢者などを取り巻く危険を察知し、回避するための方法を教育・普及することを目的として、NPO法人体験型安全教育支援機構を設立。子どもたちが被害者とならずに、自分で危機を乗り越える力を身につけてもらうため、全国各地で体験型安全教室の開催、講演活動に取り組んでいます。

警察庁「持続可能な安全安心まちづくり検討委員会」委員を務めるほか、NHK「クローズアップ現代」「ニュースウォッチ9」、Eテレ「まいにちスクスク」(親子で防犯)、「まいにちスクスクジュニア」(中学生のための防犯)にも出演・監修を務めるなど活躍しています。

一女一男の母でもあり、区内幼稚園PTA会長などを経験しながら、子育てを通して地域・家庭・学校の連携を研究中です。

「高知家」安全安心まちづくり宣言

犯罪の被害に遭わずに、安全で安心して暮らせる高知県の実現は、県民すべての願いです。

私たちの身近なところで起きる犯罪の被害から、自分や家族、地域を守るためには、県民一人ひとりが防犯意識を高め、子どもへの声かけや高齢者の見守り活動など、できることから取り組んでいくことが必要です。

ここに私たちは「高知県は、ひとつの大家族やき。」との思いのもと、人と人とのつながりを大切にして、相互に助け合い・協力しあいながら、次のとおり安全安心まちづくりに取り組むことを宣言します。

- 1 毎年度の事業計画に安全安心まちづくりを位置づけ、自らの活動として取り組んでいきます。
- 2 自らの活動を通じて、安全安心まちづくりの考え方が広く浸透するように努め、県民によって支えられる運動としていきます。
- 3 各地域で行われる安全安心まちづくり活動に参加・協力し、事件・事故などの被害防止につなげます。



平成27年2月26日

高知県安全安心まちづくり推進会議

「高知家」とは

高知県の一番の魅力、家族のようにあたたかい「高知県人＝人」に着目し、高知県を一つの大きな家族に例えて、県全体で取り組むキャンペーンです。

高知県安全安心まちづくり推進会議規約

(名称)

第1条 この会議は、「高知県安全安心まちづくり推進会議」(以下「推進会議」という。)と称する。

(目的)

第2条 推進会議は、高知県犯罪のない安全安心まちづくり条例(平成19年高知県条例第9号)第11条に基づき、犯罪の被害に遭わずに安全で安心して暮らすことのできる高知県を目指して、県民、事業者、地域活動団体、行政機関が相互に連携、協働して犯罪のない安全安心まちづくりを推進することを目的とする。

(事業)

第3条 推進会議は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 犯罪のない安全安心まちづくりに関する重点的な取り組みに関する協議
- (2) 犯罪のない安全安心まちづくりに関する情報及び意見の交換
- (3) 犯罪のない安全安心まちづくりに関する普及啓発
- (4) その他目的を達成するために必要な事項

(構成員)

第4条 推進会議は、本会議の目的に賛同し、県域にわたって安全安心まちづくりの活動を展開している団体等及び行政機関並びに有識者で構成する。

- 2 推進会議に参加を希望する団体等及び行政機関は、所定の入会申込書を会長に提出し、承認を受けるものとする。
- 3 推進会議の構成員は、退会届を会長に提出して、退会することができる。

(役員)

第5条 推進会議に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- 2 役員は、総会において構成員の代表者の中から互選により選出する。
- 3 会長は推進会議を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は会長を補佐し、会長が不在のときはその職務を代理する。
- 5 役員任期は2年とする。ただし、任期満了後も後任者が就任するまでの間、引き続きその職務を行うものとし、再任を妨げない。
- 6 役員が任期満了等により構成員の代表者を退いた場合は、その職の後任者が前任者の残任期間その職務を行うものとする。

(総会)

- 第6条 推進会議の総会は、会長が招集し、その議長となる。ただし、会長不在の場合は、会長があらかじめ指名した者がその議長となる。
- 2 規約の改廃その他重要な事項は、総会において審議する。
 - 3 総会は公開とする。
 - 4 会長は、必要があると認めるときは、総会に構成員以外の者の出席を求めることができる。

(幹事会)

- 第7条 推進会議の円滑な運営を図るため、幹事会を置く。
- 2 幹事会の構成員(以下「幹事」という。)は、会長が別に定める推進会議の構成員から選出された者とする。
 - 3 代表幹事は、幹事の互選により選出する。
 - 4 幹事会は、次に掲げる事項について審議する。
 - (1) 総会に付議すべき事項
 - (2) 総会の審議した事項の執行に関する事項
 - (3) その他総会の審議を要しない会務の執行に関する事項
 - 5 第5条第5項及び第6項、前条第1項、第3項及び第4項の規定は、幹事会において準用する。

この場合において、これら条文中「役員」とあるのは「幹事」と、「総会」とあるのは「幹事会」と、「会長」とあるのは「代表幹事」と読み替え、第5条第6項に「構成員の代表者」とあるのは「推進会議の構成員たる所属団体の役職等」と読み替えるものとする。

(事務局)

- 第8条 事務局は、高知県、高知県教育委員会及び高知県警察本部の高知県犯罪のない安全安心まちづくり条例の所管課に置く。

(委任)

- 第9条 この規約に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

- 1 この規約は、平成20年1月25日から施行する。
- 2 第6条第1項の規定にかかわらず、推進会議の設立総会に限り、高知県知事が招集する。

附 則(平成21年2月10日改正)

- 一 この規約は、平成21年2月10日から施行する。

附 則(平成26年2月7日改正)

- 一 この規約は、平成26年2月7日から施行する。

高知県安全安心まちづくり推進会議構成員名簿(平成26年12月12日現在)

番号	区分	構成員名
1	防犯活動団体	公益社団法人 高知県防犯協会
2		高知県地域安全アドバイザー連絡会
3		高知県タウンポリス連絡協議会
4	地域活動団体	高知県民生委員児童委員協議会連合会
5		公益財団法人 高知県老人クラブ連合会
6		高知県連合婦人会
7		社会福祉法人 高知県社会福祉協議会
8		一般社団法人 高知県交通安全協会
9		高知県交通安全指導員協議会
10		高知県交通安全母の会連合会
11		高知県少年警察ボランティア協会
12		公益財団法人 高知県身体障害者連合会
13		高知市老人クラブ連合会
14		高知県安全安心まちづくり「みのり会」
15		あさひのこどもを守る会
16	こどもの安全の確保に関する団体	高知県小中学校PTA連合会
17		高知県小中学校長会
18		高知県スクールガード・リーダー連絡協議会
19	事業活動に関する団体等	高知県経営者協会
20		高知県商工会議所連合会
21		高知県商工会連合会
22		高知県旅館ホテル生活衛生同業組合
23		公益社団法人 高知県建築士会
24		高知県共同住宅防犯協議会
25		高知県金融機関防犯連絡会
26		高知県深夜スーパー等防犯対策協議会
27		高知県石油商業組合

高知県安全安心まちづくり推進会議構成員名簿(平成26年12月12日現在)

番号	区分	構成員名
28	事業活動に関する団体等	高知県理容生活衛生同業組合
29		高知県遊技業協同組合
30		一般社団法人 高知県トラック協会
31		一般社団法人 高知県警備業協会
32		一般社団法人 高知県指定自動車学校協会
33		株式会社ドコモECS四国高知支店
34		日本貸金業協会高知県支部
35		西日本電信電話株式会社高知支店
36		株式会社 高知銀行
37		四国電力株式会社高知支店
38		一般社団法人 高知県産業廃棄物協会
39		高知県自転車二輪車商協同組合
40		四国コカ・コーラボトリング株式会社高知支店
41		株式会社 四国銀行
42		リコージャパン株式会社
43		一般社団法人 高知県建設業協会
44		NPO法人 高知県防犯設備協会
45		有識者
46	大学名誉教授	
47	経営者協会参与	
48	行政機関	高知市
49		室戸市
50		安芸市
51		南国市
52		土佐市
53		須崎市
54		宿毛市
55		土佐清水市
56		四万十市
57		香南市

高知県安全安心まちづくり推進会議構成員名簿(平成26年12月12日現在)

番号	区分	構成員名
58	行政機関	香美市
59		東洋町
60		奈半利町
61		田野町
62		安田町
63		北川村
64		馬路村
65		芸西村
66		本山町
67		大豊町
68		土佐町
69		大川村
70		いの町
71		仁淀川町
72		中土佐町
73		佐川町
74		越知町
75		禰原町
76		日高村
77		津野町
78		四万十町
79		大月町
80		三原村
81		黒潮町
82		高知県市長会
83		高知県町村会
84		高知県
85		高知県教育委員会
86		高知県警察本部

高知県安全安心まちづくり推進会議役員名簿

役 職	氏 名	所属団体及び職名
会 長	尾崎 正直	高知県 知事
副 会 長	田村 雅之	高知県小中学校PTA連合会 会長
副 会 長	前田 長司	高知県民生委員児童委員協議会連合会 会長
副 会 長	田村 壮児	高知県教育委員会 教育長
副 会 長	國枝 治男	高知県警察本部 本部長

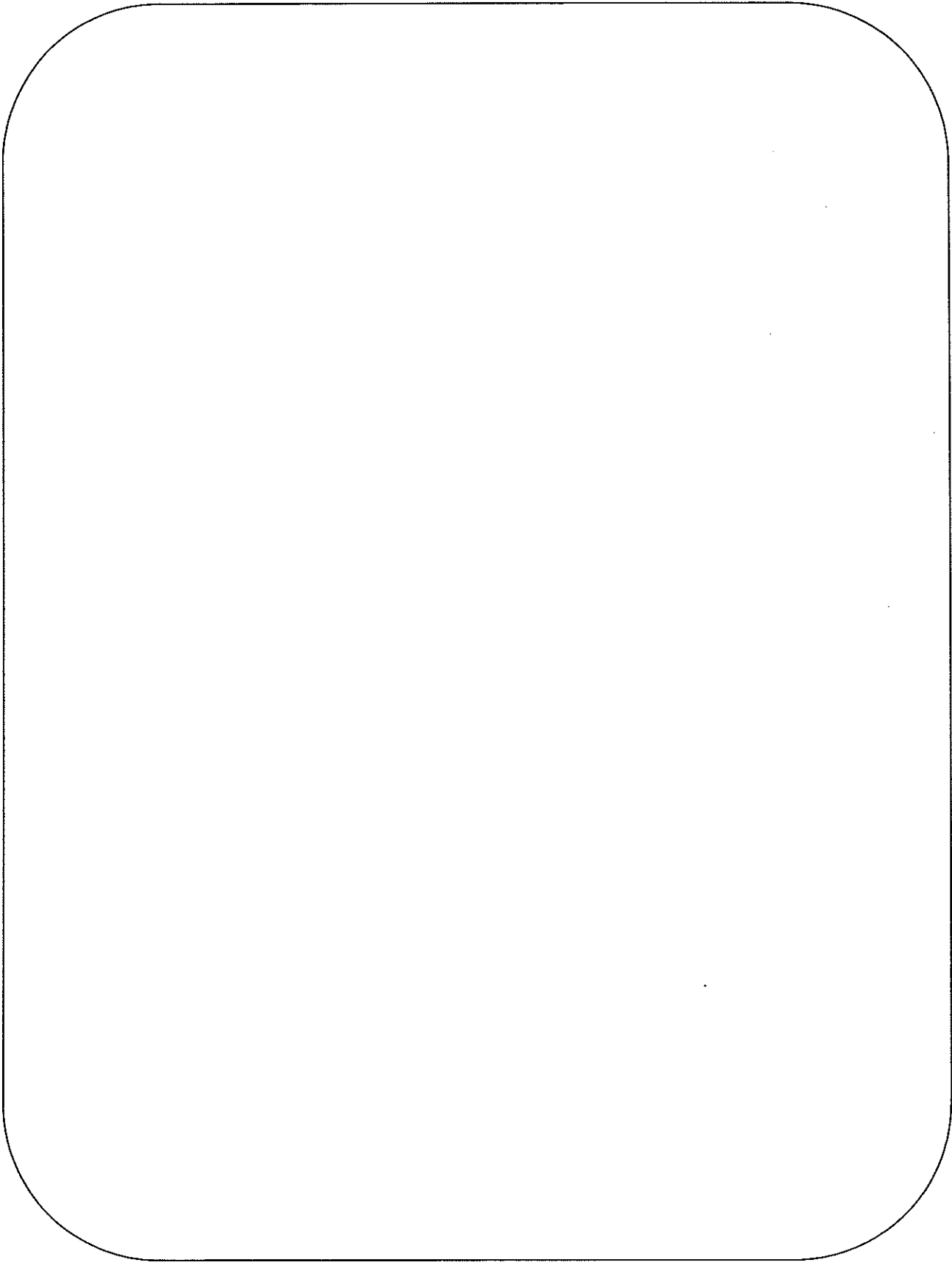
高知県安全安心まちづくり推進会議
幹事選出団体名簿

資料4

(50音順)

	構 成 員 名
1	高知県商工会連合会
2	高知県小中学校長会
3	高知県小中学校PTA連合会
4	高知県タウンポリス連絡協議会
5	高知県地域安全アドバイザー連絡会
6	公益社団法人 高知県防犯協会
7	高知県民生委員児童委員協議会連合会
8	高知県連合婦人会
9	公益財団法人 高知県老人クラブ連合会
10	高知県
11	高知県教育委員会
12	高知県警察本部

メ 毛



高知県安全安心まちづくり推進会議事務局

- 高知県文化生活部 県民生活・男女共同参画課
〒780-8570
高知市丸ノ内1丁目2番20号
電話 088-823-9319
- 高知県教育委員会事務局 学校安全対策課
〒780-0850
高知市丸ノ内1丁目7番52号
電話 088-821-3260
- 高知県警察本部生活安全部 生活安全企画課
〒780-8544
高知市丸ノ内2丁目4番30号
電話 088-826-0110(代表)